地域交通安全活動推進委員等に関する規程

平成20年12月19日 福井県公安委員会規程第12号

改正

平成 21 年 9 月 28 日公委会規程第 11 号 平成 25 年 3 月 21 日公委会規程第 4 号 平成 28 年 3 月 7 日公委会規程第 3 号 令和 4 年 5 月 19 日公委会規程第 18 号

地域交通安全活動推進委員等に関する規程を次のように定める。

地域交通安全活動推進委員等に関する規程

地域交通安全活動推進委員等に関する規程(平成12年福井県公安委員会規程第11号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 推進委員(第2条-第15条)

第3章 協議会(第16条-第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の29及び第108条の30並びに地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。)の規定に基づき、福井県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う地域交通安全活動推進委員(以下「推進委員」という。)の委嘱及び解嘱の手続並びに公安委員会が定める区域ごとに組織する地域交通安全活動推進委員協議会(以下「協議会」という。)の運営及びその事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 推進委員

(委嘱人員)

第2条 推進委員の委嘱人員は、171人とする。

(活動区域)

第3条 規則第3条の規定に基づく推進委員の活動区域及び活動区域ごとの委嘱人員は、 別表第1に掲げるとおりとする。ただし、道路交通環境の変化、交通事故の発生状況等 の推移を考慮して、その人員を変更できるものとする。

(委嘱状の交付)

- 第4条 公安委員会は、推進委員の委嘱に当たっては委嘱状(別記様式第1号)を交付して行うものとする。
- 2 公安委員会は前項の委嘱を行ったときは、速やかに当該推進委員の氏名及び連絡先を 関係地域の住民に周知するよう適当な措置をとらなければならない。

(任期)

第5条 推進委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(職務)

- 第6条 推進委員は、法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条に 定める次の職務を行うものとする。
 - (1) 適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育(以下「交通安全教育」という。)
 - (2) 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法 について住民の理解を深めるための運動の推進(以下「高齢者等の通行の安全に関する運動」という。)
 - (3) 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進(以下「道路の使用等に関する運動」という。)
 - (4) 自転車の適正な通行方法について住民の理解を深めるための運動の推進(以下「自転車の通行方法に関する運動」という。)
 - (5) 前三号に掲げるものを除き、地域における交通の安全と円滑に資する事項について 広報及び啓発をする活動(以下「広報啓発活動」という。)
 - (6) 地域において活動する団体又は個人に対し、地域における交通の安全と円滑に資するための協力を要請する活動(以下「協力要請活動」という。)
 - (7) 地域における交通の安全と円滑に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動(以下「相談活動」という。)
 - (8) 地域における交通の安全と円滑に資するための活動に協力し、又はその活動を援助する活動(以下「協力援助活動」という。)
 - (9) 前各号に掲げる活動を行うため必要な範囲において、地域における交通の状況について実地に調査する活動(以下「実地調査活動」という。)

(遵守事項)

- 第7条 交通安全教育は、交通安全教育指針(平成10年国家公安委員会告示第15号) に従って行わなければならない。
- 2 推進委員は、その活動を行うに当たっては、関係地域の住民の要望と意見を十分に尊重するよう努めるとともに、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意しなければならない。
- 3 推進委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。 (身分証明書等の貸与)
- 第8条 公安委員会は、推進委員の委嘱に際して、規則第6条に規定する身分を示す証明書(地域交通安全活動推進委員証。以下「身分証明書」という。)及び規則第7条に規定する標章を用いた記章(以下「記章」という。)を貸与するものとする。
- 2 前項の記章の規格は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 3 推進委員は、その身分を失ったときは、身分証明書及び記章を返納しなければならない。

(記章の着用と身分証明書の携帯)

第9条 推進委員は、その活動を行うに当たっては、記章を着用するとともに、身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。 (活動方法) 第10条 推進委員は、毎月1回以上第6条に定める活動を行い、活動時間は、おおむね2時間とする。

(活動の記録)

第11条 推進委員は、前条の活動を行ったときは、地域交通安全活動推進委員活動記録簿 (別記様式第2号)にその都度記録し、協議会の会長に報告する。

(講習)

- 第12条 公安委員会は、規則第8条第1項に規定する講習については、別表第3に掲げる 講習の実施基準に従って行うものとする。
- 2 公安委員会は、福井県交通安全活動推進センター(以下「推進センター」という。) 又は前項の講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認められるものに講 習の実施を委託することができる。

(指導)

第13条 公安委員会は、推進委員に対し、活動内容に関する事項及び第7条に規定する遵守事項について指導するものとする。

(解嘱の手続)

- 第14条 公安委員会は、法第108条の29第5項の規定により推進委員を解職しようとするときは、規則第10条の規定に基づき、当該推進委員に対し、弁明の日の2週間前までに解嘱通知書(別記様式第3号)により、弁明の日時、場所及び解嘱の事由を通知しなければならない。ただし、当該推進委員の所在が不明であるため通知することができないときは、この限りでない。
- 2 公安委員会は、当該推進委員の所在が不明であるとき又は前項の通知をしたにもかか わらず正当な理由がなく期日までに弁明を行わないときは、弁明を聞かないで解職する ことができる。
- 3 推進委員の解嘱は、解嘱状(別記様式第4号)を交付して行うものとする。ただし、 当該推進委員の所在が不明のため解嘱状を交付できないときは、この限りでない。
- 4 公安委員会は、推進委員を解嘱したときは、速やかに当該推進委員の氏名及び活動区域並びに解職した日について、第4条第2項に準じた措置をとるものとする。
- 5 所轄署長は、推進委員から、その任期途中に辞職の申出を受けた場合は、当該推進委員からの辞職願に副申を添えて、交通企画課長を経由して公安委員会に副申しなければならない。
- 6 副申を受けた公安委員会は、その辞職を承認する場合には当該推進委員に対し、解嘱 状(別記様式第5号)を交付して解嘱するものとする。

(公務災害補償)

第15条 推進委員が活動に当たって災害を受けた場合は、福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年福井県条例第33号)を適用するものとする。

第3章 協議会

(協議会の設置)

第16条 法第108条の30第1項に基づく協議会の組織名称及び管轄(活動区域)は、 別表第1に掲げるとおりとする。 (役員等)

- 第17条 会長等協議会の役員に関する事項は、規則第11条に定めるところによる。
- 2 協議会に、顧問を置くことができる。

(協議会の事務)

- 第18条 協議会は、法第108条の30第2項及び規則第12条に定める次の事務を行う ものとする。
- (1) 推進委員が第6条に掲げる活動を行う場合において、その活動の方針を定めること。
 - (2) 推進委員相互の連絡及び調整を行うこと。
 - (3) 推進委員の活動に関し、警察機関その他の関係行政機関、推進センターその他の関係団体及び他の協議会との連絡又は調整に当たること。
 - (4) 推進委員の活動に必要な資料及び情報を集めること。
 - (5) 推進委員の活動について広報宣伝をすること。
 - (6) 推進委員がその活動を行うに当たって使用する資器材を管理すること。

(意見の申出)

- 第19条 協議会は、推進委員の活動に関し必要と認める意見を、公安委員会及び所轄署長 に申し出ることができる。
- 2 前項の申出は、意見書(別記様式第6号)により行うものとし、公安委員会に対して 意見を申し出る場合には、所轄署長を経由して行うものとする。

(報告又は資料の提出)

第20条 公安委員会は、規則第14条の規定に基づき、協議会に対して報告又は資料の提出を求めるときは、急を要する場合を除き、報告・資料要求書(別記様式第7号)により行うものとする。

(勧告)

第21条 公安委員会は、規則第15条の規定に基づき、協議会の運営に関する改善を勧告するときは、勧告書(別記様式第8号)により行うものとする。

(補足)

第22条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成21年1月30日から施行する。

附 則(平成21年9月28日福井県公安委員会規程第11号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日福井県公安委員会規程第4号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月7日福井県公安委員会規程第3号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月19日福井県公安委員会規程第18号)

この規程は、令和4年5月19日から施行する。

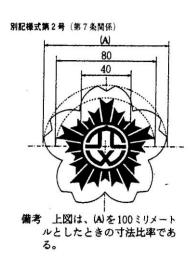
別表第1 (第4条、第16条関係) 協議会の組織名称、管轄(活動区域)及び委嘱人員

組織名称	管轄(活動区域)	委嘱人員
福井地域交通安全活動推進委員協議会	福井警察署の管轄区域内	40人
福井南地域交通安全活動推進委員協議会	福井南警察署の管轄区域内	20人
大野地域交通安全活動推進委員協議会	大野警察署の管轄区域内	9人
勝山地域交通安全活動推進委員協議会	勝山警察署の管轄区域内	7人
あわら地域交通安全活動推進委員協議会	あわら警察署の管轄区域内	9人
坂井地域交通安全活動推進委員協議会	坂井警察署の管轄区域内	14人
坂井西地域交通安全活動推進委員協議会	坂井西警察署の管轄区域内	7人
鯖江・丹生地域交通安全活動推進委員協議 会	鯖江警察署の管轄区域内	18人
越前地域交通安全活動推進委員協議会	越前警察署の管轄区域内	18人
敦賀地域交通安全活動推進委員協議会	敦賀警察署の管轄区域内	17人
若狭地域交通安全活動推進委員協議会	小浜警察署の管轄区域内	1 2人
合	計	171人

別表第2(第8条関係)

推進委員の記章の規格

- 1 記章の寸法は、規則別記様式第 2 号の (A) を 1 6 . 5 ミリメートルとしたときの大きさとすること。
- 2 記章の色彩は、地の色を黄緑色(色彩番号DIC-251又はその相当色とする。)とし、日章(「交」の模様を含む。)及び縁取りを金色とすること。



講習の実施基準

1 講習の目的

講習は、推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うことができるようにするため、推進委員に対し、推進委員としての基本的な事項を理解させることを目的とする。

2 講習計画

講習は、あらかじめ、講習計画書を作成し、これに基づいて行うものとする。

3 講習の方法

講習は、講習用に作成された教本を用いるほか、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

4 講師

講習の講師は、講習事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てる ものとする。

5 講習の内容等

講習項目、講習内容及び講習時間は、おおむね次の表に掲げるとおりとするが、 委嘱する推進委員の知識及び経験等に応じて、必要な事項を追加し又は不要と認め られる事項を省略するものとする。

講習項目	講習内容	講習時間
1 道路交通 の現状に関する知識	① 全国の交通死亡事故発生状況など交通情勢の概要について説明し、交通の安全と円滑を図る上での課題を理解させる。② 福井県における交通死亡事故発生状況など交通情勢について説明し、福井県における交通の安全と円滑を図る上での問題点を理解させる。	1 時間程度
2 道路交通 関係法令の 基礎的な知 識	交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示第3号)に規定する事項を中心に、法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の道路交通関係法令に規定する交通の安全と円滑に関係する事項のうち、推進委員としての活動を行う上で必要と認められるものについて説明し、理解させる。	1 時間程度
3 推進委員 としての心 構え	① 推進委員制度の趣旨について説明し、交通の安全と円滑の確保を図る上で推進委員が果たすべき役割について理解させる。 ② 法及び規則を中心に、推進委員の身分、活動区域、遵守すべき事項等を十分に理解させる。 ③ 協議会及び推進センターとの関係について説明し、理解させる。	1時間程度

4 活動要領	① 法第108条の29第2項第1号から第4 号まで及び規則第4条各号に規定する推進委 員の活動内容について十分に説明し、理解させる。 ② 各活動に関する公安委員会の指導方針について周知徹底を図る。	1 時間程度
5 交通安全 教育の実施 要領	地域における住民に対する交通安全教育の重要性について説明し、年齢若しくは通行の態様又は業務の態様に応じ、段階的かつ体系的に技能及び知識を習得させるため、交通安全教育指針の内容を十分に理解させる。	1 時間程度

6 講習の実施時期

講習は、原則として、推進委員として委嘱したときから、おおむね3か月以内に 行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

様式省略